

2019年3月14日

各 位

会社名 株式会社 東 名
代表者名 代表取締役社長 山本 文彦
(コード番号：4439 東証マザーズ・名証セントレックス)
問合せ先 取締役管理本部長 関山 誠
(TEL 059-330-2151)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2019年2月28日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2019年3月14日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 2,660.50円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、公募による募集株式発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 798,150,000円
- (3) 仮 条 件 3,130円から3,290円
- (4) 仮条件の決定理由等
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、東海東京証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）親引け先の状況等

① 親引け先の概要

東名従業員持株会（理事長 橋本 裕司）
三重県四日市市八田二丁目1番39号

② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

③ 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、7,000株を上限として、2019年3月26日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

⑦ 親引け先の実態

当社及び子会社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
山本 文彦	三重県四日市市	1,729,600	78.69	1,679,600	67.24
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号	200,000	9.10	200,000	8.01
日比野 直人	名古屋市東区	81,000 (25,000)	3.69 (1.14)	81,000 (25,000)	3.24 (1.00)
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	40,000	1.82	40,000	1.60
東名従業員持株会	三重県四日市市八田二丁目1番39号	28,200	1.28	35,200	1.41
直井 慎一	三重県桑名市	28,000 (14,000)	1.27 (0.64)	28,000 (14,000)	1.12 (0.56)
関山 誠	愛知県海部郡蟹江町	22,000 (12,000)	1.00 (0.55)	22,000 (12,000)	0.88 (0.48)
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	名古屋市中区錦一丁目10番20号	20,000	0.91	20,000	0.80
水口 博信	岐阜県岐阜市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
水嶋 淳	名古屋市西区	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
立川 将弘	岐阜県羽島市	7,000 (7,000)	0.32 (0.32)	7,000 (7,000)	0.28 (0.28)
計	—	2,169,800 (72,000)	98.72 (3.28)	2,126,800 (72,000)	85.14 (2.88)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2019年2月28日現在のものです。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2019年2月28日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け(7,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式		300,000株
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	50,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	52,500株 (※)

(2) 需要の申告期間 2019年3月18日(月曜日) から
2019年3月25日(月曜日) まで

(3) 価格決定日 2019年3月26日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2019年3月27日(水曜日) から
2019年4月1日(月曜日) まで

(5) 払込期日 2019年4月2日(火曜日)

(6) 株式受渡期日 2019年4月3日(水曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である山本文彦(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、東海東京証券株式会社は、52,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2019年4月26日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、東海東京証券株式会社は、2019年4月3日から2019年4月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所または名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出かつ貸株人である山本文彦及び当社株主である日比野直人、直井慎一、関山誠及び渡邊誠人は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による株式売出し、オーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を東海東京証券株式会社が取得すること等は除く。)等を行わない旨合意しております。

当社役員である日比野直人、直井慎一及び関山誠(以下「対象者」という。)と株式会社三重銀行(以下、本「2. ロックアップについて」において「銀行」という。)との間には金銭消費貸借契約が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
日比野 直人	56,000 株	20,000 株
直井 慎一	14,000 株	10,000 株
関山 誠	10,000 株	10,000 株
合計	80,000 株	40,000 株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

- －支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他の法的整理開始の申立があったとき
- －手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- －対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
- －行方不明となり、銀行から対象者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき
- －銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
- －担保の目的物について差押、または競売手続の申立があったとき
- －銀行との取引約定に違反したとき
- －上記のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

有価証券届出書提出日（2019年2月28日）現在、銀行による質権対象株式の総数は40,000株であり、発行済株式総数2,100,000株の1.9%に相当しております。東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却またはその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、またはその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社株主である株式会社エフティグループ、株式会社三重銀行及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年7月1日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所または名古屋証券取引所における初値が形成された後に東海東京証券株式会社を通して行う東京証券取引所または名古屋証券取引所における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて当社は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年9月29日までの期間中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、東海東京証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2019年9月29日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」及び株式会社名古屋証券取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。